

第2章 みどりの現況と課題

1. 小金井市の概要
2. 小金井市のみどりの特徴
3. みどりの現況

みどりの実態調査報告書等
を基に現況整理

(2) 基本施策ごとの成果と今後の課題

1) みどりを守り、活かす

- 東京都がみどりの骨格とする崖線や河川（国分寺崖線・野川や玉川上水等）のみどりの保全を継続していく必要があります。
- 今後も人口増に伴う宅地開発による樹林地や農地の減少が見込まれることへの対応が必要です。
 - ・ 減少が進む民有地の小規模樹林地の保全
 - ・ 農家が農地を維持できる制度の構築

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立、生産緑地法の改正等（都市の農地を保全する動きへの対応）も踏まえた取り組みが必要

⇒緑被率の減少を最低限に留めるため、農地や樹林地の保全を強化します。

2) みどりをつくり、育て、活かす

- 居住地として選ばれる良好な住環境の形成のために施設緑化の充実や、みどりのあるにぎわい空間の創出を進める必要があります。
- 農地の減少に伴うみどりの減少量は多く、創出で回復することは困難な状況にあります。
- 大きな住宅が宅地開発により小規模住宅に分割されることで、住宅のみどりの確保が困難となっています。
- 公園・緑地の質・量の確保
 - ・ 公園や公共緑地の樹木の巨木化・老木化が進んでおり、安全・安心な適正管理を行うためには新陳代謝が必要です。
 - ・ 湧水の保全のため、緑被地を確保が必要です。
 - ・ 適正な管理等による利用される公園づくりが必要です。

・ 都市緑地法・都市公園法の改正を踏まえた公園の管理や活用を進める必要。
・ グリーンインフラとして都市の課題解決に資するみどりの創出が必要。

⇒グリーンインフラの整備により、持続可能で魅力的なみどりのまちづくりを進めます。

3) 市民参加でみどりを守り、つくり、活かす

- 子育て世代の定住を促進する必要があります。
- 高齢化、将来的な人口減少や、防災などの相互扶助への対応として地域コミュニティ形成の機会が重要です。
- みどりへの関心は高く、資金面での補助など多様な参加可能性があるため、多様な参加機会の提供や情報発信等働きかけが必要です。
- 既存ボランティアの高齢化、主要な参加者の固定化等、活動継続や拡大するための次の人材の確保が必要です。
民有地も含めたみどりの保全や創出のため、大学や事業所、商店街等多様な主体の参画を進める必要があります。

・人口減少や高齢化の進展への対応や、子育て世代の転出超過を防ぐみどりのあり方、活用についての検討が必要。

⇒参加の間口を広げ、みどりを通じた交流の輪をひろげます。

第3章

計画の将来像と目標

1 みどりの将来像

●住宅都市にふさわしい質の高いみどりを創造します。

これまでみどりの量を確保することが重視されてきましたが、自然災害リスクの高まり等に対応した持続可能な社会形成のため、都市の中にあるみどりの在り方を見直す必要があります。

住宅都市の中のみどりは、自然のままに任せた空間ではなく、人の手が定期的に加えられ、適正に管理された安心・安全で快適な場所として存在しなければなりません。また、住宅都市の中のみどりは、人との接点があるからこそ、その価値が高まります。

小金井市にふさわしいみどりは、安心・安全で快適な場所として、多世代の人が触れ合い、自然環境を学ぶ場としても活用され、市民が地域で暮らす楽しみを見つけることができる空間です。みどりの価値を市民が認識することで、市民が協働してみどりを保全し、持続可能な社会形成につながります。



(現行計画) わたしたちのみどり、育てるみどり、活かすみどり

⇒【キャッチフレーズ素案（複数案）】

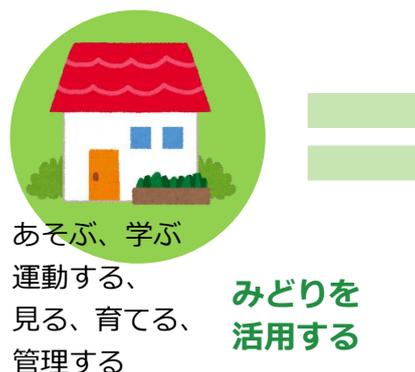
- ・みどりと人が紡ぐ笑顔の暮らし
- ・みどりが紡ぐ人の輪、みどりが織りなす笑顔の暮らし
- ・みどりと人が織りなすグリーンリビングこがねい

保留

質の高いみどり

くらし

豊かなまち

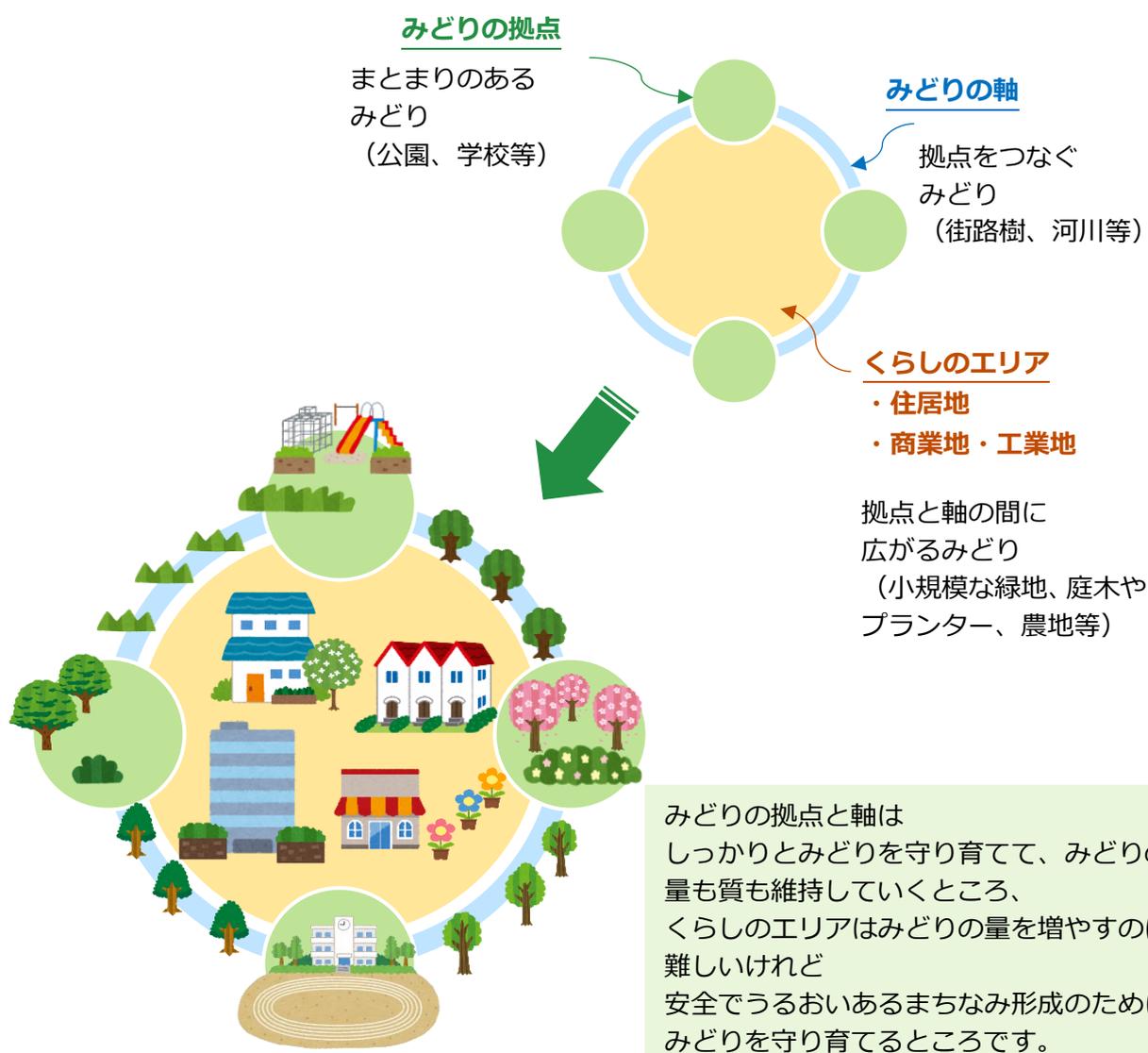


2 みどりのまちづくり方針

●用途や設置目的に適したみどりを配置します。

緑地を系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくため、環境や景観、防災やレクリエーション機能を踏まえてみどりのまちづくり方針を示します。

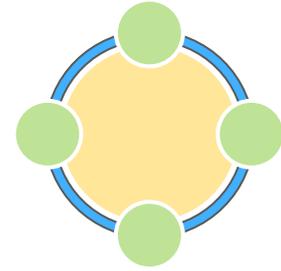
みどりのまちづくり方針図に定めたみどりの拠点や軸の特性に合わせて、みどりを保全・創出し、適正な管理を行うことで、みどりの将来像を実現します。



みどりのまちづくり方針図のイメージ図

みどりの軸

- ・みどりの軸は、崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等の人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担います。
- ・主に市が取り組みを推進し、市民・事業者が取り組みを支えます。
- ・規模や特性によって以下の軸に区分します。



●歴史と自然軸

- ・小金井市の歴史や文化にも関りが深く、広域的な連続性があるみどりで、河川や崖線、主要な道路等が複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付けます。

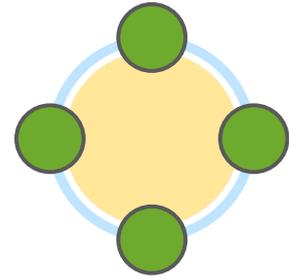
●交流にぎわい軸

- ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどりで、人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置付けます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
歴史と自然軸		<ul style="list-style-type: none"> ・野川・国分寺崖線ゾーン（現行計画に示した国分寺崖線周辺の区域を指します。） ・玉川上水・この周辺（五日市街道、砂川用水等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の移動経路や景観に配慮したみどりの維持管理保全を行うとともに道路に面した民地の緑化を促進します。
交流にぎわい軸	主要道路	都道：新小金井街道、東大通り、東八道路、五日市街道、小金井街道 市道：北大通り	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都とも連携して、環境、景観等に配慮して街路樹の整備、維持管理を推進します。
	鉄道路線	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 中央線 ・西武多摩川線 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道敷地の接道部の緑化を支援し公的施設で活用する場合の積極的な緑化を推進します。

みどりの拠点

- ・みどりの拠点は、まちなかに点在するまとまりのあるみどりであり、ヒートアイランド等の気象緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集いレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担います。
- ・主に市・大学等が取り組みを推進し、市民・事業者が取り組みを支えます。
- ・規模や特性によって以下を拠点に区分します。



● 広域交流拠点

- ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学等を位置づけます。

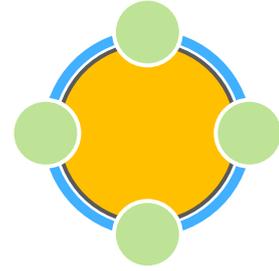
● 身近な交流拠点

- ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公民館を位置づけます。

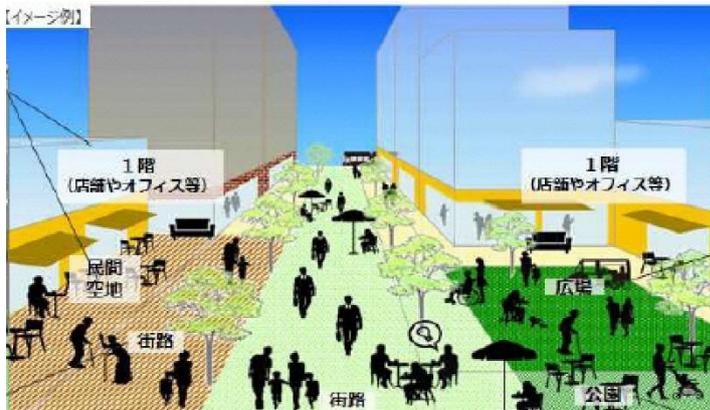
区分		対象	特性に合わせた管理方針
広域交流拠点		<ul style="list-style-type: none"> ・都立小金井公園、都立武蔵野公園、都立野川公園 ・都立多摩霊園 ・東京学芸大学、東京農工大学、法政大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、環境保全、湧水保全、生物多様性保全、防災と複数機能を発揮できるみどりを維持します。 ・広域避難場所としての活用・整備を行います。(都立公園・大学)
身近な交流拠点	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園（市管理・国管理・住宅供給公社管理） ・特別緑地保全地区 ・公共緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション機能を充実し、市民活動の場としての活用を促進します。 ・市民の憩いの場としてうるおいや安全性を感じられるみどりを創出・管理します。
	学校・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校 ・市庁舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所や避難所として、災害時のオープンスペースの確保、防災機能の充実、延焼防止等みどりの維持管理。安全に配慮したみどりを育成します。

くらしのエリア

- ・くらしのエリアは、みどりの拠点と軸の間に広がる住宅や事業所が立地する場所で、屋敷林、小規模な緑地、庭木やプランター、農地等のみどりが存在する場所です。
- ・これらの区域は市民等が所有するみどりが多いため、恒久的にみどりの量を確保すること難しい状況ですが、生け垣やプランター等を用いた視覚的に楽しめるみどりの創出や、安全・安心な環境づくりのためのみどりの維持管理を推進します。
- ・主に市民・事業者が取り組みを推進し、市が取り組みを支えます。



区分	対象	特性に合わせた管理方針
住居地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園・子供広場 ・ 農地 ・ 屋敷林 ・ 社寺林 ・ 庭 ・ 接道緑化 (生け垣・プランター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域の公園や街路樹、屋敷林、農地等のみどりについて、生活の安全や安心を感じられるよう、植栽する樹種の選定や適正なみどりの維持管理を推進します。 ・ 住宅の庭や、生け垣やプランター等による季節を感じられるみどりの創出を推進します。
商業地・工業地のみどり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開空地・提供公園 ・ 壁面緑化 ・ 接道緑化 (生け垣・プランター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗軒先や道路際を活用したプランターや壁面緑化等僅かなスペースを活用した緑化を推進し、歩いて楽しめるまちなみの形成を推進します。 ・ 官民連携により人の出入りが多い駅前のみどりを増やし、小金井市の顔となり立ち寄りたくなるみどりの景観形成を推進します。



【参考図】

商業地・工業地のみどりイメージ
 ・歩行者の目線(アイレベル)に着目し、街路・公園等の既存ストック(公共空間)を最大限活用した賑わい空間を創出

「居心地がよく歩きたくなるまちなか」イメージ図
 出典) 国土交通省 (「まちなかウォーカブル推進プログラム」)

みどりのまちづくり方針図(素案)



3 計画の基本方針

● 3つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現します。

⇒改定方針 緑被率の減少を最低限に留めるため、農地や樹林地の保全を強化します。(メモ)

基本方針1 みどりの保全

本市の豊かなみどりを印象付ける国分寺崖線や玉川上水、野川といったみどりの軸や大学のみどりを市民、事業者、大学及び東京都等の多様な主体が市と連携して引き続き保全するとともに、相続等により失われつつある農地、社寺林や屋敷林等の民有地に広がるみどりを次世代へ継承します。

⇒改定方針 グリーンインフラの整備により、持続可能で魅力的なみどりのまちづくりを進めます。(メモ)

基本方針2 みどりの創出

公園等の新規整備を行うとともに樹木の剪定や更新等、適正な管理を行い、市民が親しみやすい公園づくりを行います。

住宅地や事業所等の民有地では、樹木、生け垣、花壇、プランター等のみどりを創出し、身近にみどりを感じられるまちづくりを推進します。

⇒改定方針 参加の間口を広げ、みどりを通じた交流の輪をひろげます。(メモ)

基本方針3 市民協働の拡大

~~市民、事業者、大学、東京都及び市が協働し、多様な世代、多様な関心をもつ市民が、それぞれの興味や特技に応じて参加、交流できるみどりの活動の場や機会を提供し、みどりの保全の担い手となるボランティアを育成します。~~

みどりの活動の場や機会を市民、事業者、大学、東京都及び市が協働して提供し、多様な世代、多様な関心をもつ市民が、それぞれの興味や特技に応じて参加、交流することで、みどりの保全の担い手を育成します。これにより、市民一人ひとりがみどりを大切に感じ、感性豊かな子どもの育成、日々の健康づくり、コミュニティの活性化及び活気あるまちづくりを推進し、みどりがある豊かな生活を創造します。

●みどりの量と質に関する数値を掲げます。

○緑被率：新規・拡充施策の実施により、減少傾向を緩やかにすることを目指します。

- 令和元年度調査では、緑被率が30.2%でした。また、今後10年で…減少がみこまれます。これに対して、…などの施策の展開により方針での目標値設定を想定します。

	令和元年（2019）	令和12年（2030）
緑被率	30.2%	

○みどりと水の環境整備への満足度※

- 令和元年度調査では、「満足している」、「やや満足している」の合計が63.2%でした。施策の展開により満足度を高める方針での目標値設定を想定します。

	令和元年（2019）	令和12年（2030）
みどりと水の環境整備への満足度	63.2%	

※「令和元年度小金井市市民意識調査」におけるみどりと水の環境整備への満足度

○市民の関わりに関する目標：みどりのサポーター登録者数（他にイベントや講座の開催数 等）

- みどりのサポーター登録者数についても単年度調査のため変化の推計が不可能ですが、施策の展開により現況より登録者数を増加する方針での目標値設定を想定します。

表 みどりのサポーター登録者数の現行計画における目標値及び実績

項目	平成22年度 （現状）	平成32年度 （目標年）	平成30年度 （実績）
みどりのサポーター登録者数	—	200人	224人

第4章 推進施策

1 施策体系

将来像を実現するためには、市民、事業者、東京都や市が取り組む施策が必要です。基本方針に基づく基本施策、具体的施策について以下に示します。

	基本施策	具体的施策
基本方針1 みどりの 保全	(1) 国分寺崖線ゾーンのみどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを守る ②湧水を守る ③野川の自然環境を守る
	(2) 玉川上水の水辺のみどりを守る	①玉川上水の桜並木の再生と親水性の向上 ②玉川上水沿道景観を守る
	(3) 民有地のみどり（屋敷林・社寺林等）を守る	①市民協働で守る ②保全緑地制度の活用 ③保全緑地制度の普及
	(4) 学校のみどりを守り、活かす	①身近なビオトープを守り活かす ②地域で守り育てる
	(5) 農地を守り、活かす	①営農支援による農地の保全 ②農地の保全・活用
基本方針2 みどりの 創出	(1) 新たな公園等をつくり、育てる	①新たな都市公園の整備
	(2) 公園等を再生し、活かす	①低未利用公園等の解消 ②公園機能の充実・更新 ③安全・快適な公園管理
	(3) 地域で公園等を育てる	①身近な公園等を地域でつくる ②身近な公園等を地域で活用する
	(4) みどりのまちなみをつくる活動を支援する	①地域住民が参加してみどりを育てる ②住宅のみどりを増やす活動を支援する ③中心市街地や商業施設、事業所の緑化を支援する
	(5) みどりのネットワークをつくる	①都市計画道路等の街路樹をつくる ②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道をつくる ③ビオトープネットワークをつくる
基本方針3 市民協働の 拡大	(1) みどりに関する情報発信	①市民主体の情報発信 ②市による情報発信
	(2) みどりに親しむきっかけづくり	①イベントの開催 ②学習機会の提供 ③様々な参画手法の提供
	(3) 市民協働を進める	①ボランティア活動の支援 ②人材育成のしくみづくり

青字：現行計画で未着手（このため改善や実施内容や推進方針の見直しが必要な施策）

赤字：改訂方針を踏まえた強化施策 ●：新規施策

基本方針 1

基本方針	基本施策	具体的施策	取組（事業）名
1. みどりを 守り、活かす ための施策 基本方針 1 みどりの保全	(1) 国分寺 崖線ゾーンの みどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみど りを守る	市民緑地契約制度の活用
			特別緑地保全地区の指定拡充
			滄浪泉園の整備
		②湧水を守る	滄浪泉園の拡充（完了・廃止）
			雨水浸透助成事業
			雨水貯留施設設置費補助金制度
			雨水浸透施設の設置指導
			雨水貯留施設の設置指導
			緑地の拡大
	③野川の自然環境を守る	野川自然再生事業	
		国分寺崖線に隣接する公園等の維持管理	
		野川流域自治体との連携	
	(2) 玉川上 水の水辺のみ どりを守る	①玉川上水の桜並木の再生と 親水性の向上	玉川上水・小金井桜整備活用事業（補 足：東京都と連携）
			玉川上水沿いの公園の質の向上
	旧 (3) 民有 地のみどりを 守る	②玉川上水沿道景観を守る	緑化基準の検討
			市民協働による屋敷林の管理
			市民協働による環境緑地の管理
	新 (3) 民有 地のみどり （屋敷林・社 寺林等）を守 る	③樹木・樹林を守り、活かす	市民協働による寺社林の管理
			環境保全緑地制度
			市民緑地制度の活用（再掲）
	(4) 学校の みどりを守 り、活かす	①市民協働で守る	市民協働による環境緑地の管理※1-1
環境保全緑地制度（環境緑地・公共緑 地）、市民緑地契約制度(再掲)			
保存樹木、保存生け垣制度			
(5) 農地を 守り、活かす	②保全緑地制度を用いて守る	環境配慮指針の緑化基準の見直し（開発 時の既存樹木の保全推奨）●※1-2	
		●各種制度の広報（HP 掲載、パンフレッ ト）、教育イベント等※1-3	
		●各種制度の広報（HP 掲載、パンフレッ ト）、教育イベント等※1-3	
(4) 学校の みどりを守 り、活かす	③保全緑地制度を普及する	●各種制度の広報（HP 掲載、パンフレッ ト）、教育イベント等※1-3	
		●各種制度の広報（HP 掲載、パンフレッ ト）、教育イベント等※1-3	
(4) 学校の みどりを守 り、活かす	①身近なビオトープを守り、 活かす	ビオトープの維持管理	
		小中学校運動場芝生整備工事（完了・廃止）	
		小中学校運動場芝生維持管理委託	
(4) 学校の みどりを守 り、活かす	②地域で守り育てる	学校の樹木等植栽管理	
		援農ボランティア事業	
		苗木無料配布（市内農家の植木を提供）	
(5) 農地を 守り、活かす	①営農支援による農地の保全	農園事業	
		●民間企業等への周知による生産緑地活用 の推進	
		●交流・連携機会の拡大による農地を活用 した魅力ある交流・地域づくりの推進	
(5) 農地を 守り、活かす	②農地の保全・活用	生け垣造成奨励金制度	
		一時避難場所として農地の活用	
		生け垣造成奨励金制度	

民有地の樹林
地の保全を強
化するため、
既存施策を見
直します。

■ 追加提案施策

※1-1 市民協働による環境緑地の管理

【施策案】(参考資料2 20番) *現行計画で未着手であった施策について手法を具体化しました*

- ・環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉処理、剪定などを行う学生ボランティアや剪定ボランティアの募集を行う。
- ・また、ボランティアの方の樹木管理学習や実習の場としての活用を行う。

※1-2 開発時の既存樹木の保全推奨

【施策案】(参考資料2 24番) **新規**

小金井市環境配慮基準

- ・現在、環境配慮指針では、右図に示すように、既存の樹木は残すように配慮することと示されているが、残すべき割合などの具体的な内容については示されていない。
- ・民有地の樹木・樹林地が開発等によって多く失われていることを踏まえ、市民が残すべき量など分かりやすいように保全割合を具体的に示す。

1 緑を守り育てる

市内の私有地の緑や農地は年々減少しており、また、^{がい}国分寺崖線(はげ)なども急速に姿を変えようとしている現在、緑の保全とネットワークづくりの重要性を認識し、緑の具体的な保全・創造のため、指定開発事業の施行に当たっては、以下の事項に配慮すること。

◇緑化

- ・敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の宅地内緑化をすること。
- ・東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)を遵守すること。
- ・敷地の緑化、建物の屋上や壁面の緑化、生垣造成等により、積極的に緑化を進めるよう配慮すること。
- ・既存の樹木は、残すように配慮すること。

【事例】文京区 緑化ガイドライン(2014)

- ・本ガイドラインは、文京区みどりの保護条例第16条第2校に規定する助言などの指針として示されたものである。
- ・記載内容は義務ではなく「あるべき姿」として推奨する基準であるが、既存樹木の保存割合により、より具体的にどの程度残すべきか示している。

ゾーン一覧	現況	みどりの保全及び緑化のあるべき姿
① 歴史・文化の集積が高いゾーン	神社・仏閣や路地に代表される下町の風情や史跡など、江戸期以降の歴史・文化の蓄積が多く、これらを緑が残っている。	・神社仏閣においては、既存樹木の保全を原則とし建て替え時等にも60%以上を保存する。住宅においては既存樹木の30%以上を保存する。 ・接道部は生垣その他(擁壁等も緑で覆う。)を活用して50%以上を緑化し、歴史・文化に関わる緑を保存していく。
② 住宅を主体としたゾーン	高台又は崖線部に位置したところが多く、戸建て住宅や集合住宅が主体となって、緑豊かな町並みが形成されている。	・建替え時等においては <u>既存樹木の30%以上を保存</u> する。 ・接道部は、生垣その他(擁壁等も緑で覆う。)を活用して50%以上を緑化する。
③ 都心・幹線道路沿道のゾーン	建築物の高層化が進み、緑が見られる割合が小さくなっている。一部に大規模な敷地にまとまった緑も見られる。	・既存樹木は、 <u>建て替え時等においては20%以上を保存</u> する。 ・道路側に緑を多く配置して、接道部の30%以上を緑化する。また、屋上や壁面等も有効に活用して、可能な限り緑で覆う。
④ 製造業を主体としたゾーン	印刷製本等の大小様々な事業所が集中し、緑や公園が少ない。	・建替え時等においては <u>既存樹木の20%以上を保存</u> する。 ・道路側に緑を多く配置して、接道部の30%以上を緑化する。また、屋上、壁面等も有効に活用して、可能な限り緑で覆う。

※1-3 各種制度の広報(HP掲載、パンフレット)

【施策案】(参考資料2 25番) *既存の制度活用を強化するため具体的な手法を追加しました*

- ・屋敷林所有者との情報共有のための会議、保全策等のPR紙の発行、様々な世代が屋敷林について学べ、親しみを持つことのできる場づくり等

青字：現行計画で未着手（このため改善や実施内容や推進方針の見直しが必要な施策）
 赤字：改訂方針を踏まえた強化施策 ●：新規施策

基本方針 2

基本方針	基本施策	具体的施策	取組（事業）名	
2. みどりを つくり、育 て、活かすた めの施策 基本方針 2 みどりの創出	(1) 新たな 公園等をつく り、育てる	①新たな都市公園の整備	宅地化農地の活用	
			都市計画公園の整備（小長久保公園・三楽公園）	
			●公園の配置見直し(提供公園の確保)	
			市民参加による公園整備	
			借地公園の拡充（完了・廃止）	
			市民参加による公園づくり	
	(2) 公園等 を再生し、活 かす	①小規模公園等施設の改善により街区公園機能を担う	小規模公園の活用	
			中規模公園の整備	
			適切な維持管理の徹底	
		②身近な公園等を地域で活用する	花壇ボランティアの拡充	
			① 低未利用公園等の解消	低未利用公園等の整理（用途変更や売却検討）
			②公園機能の充実・更新	小規模公園の活用
		公園施設の適正な整備・維持管理		
		地域資源を活用した公園整備や再整備・機能の充実（農業・国分寺崖線等）		
		●新型コロナウイルス感染拡大防止のための公園利用		
	③安全・快適な公園管理	公園施設の適正な維持管理		
		災害に備えた樹木等管理		
		(3) 地域で 公園を育てる	①身近な公園等を地域でつくる	市民参加による公園整備
市民参加による公園管理・地域による管理				
②身近な公園等を地域で活用する	指定管理者制度等の民間活力導入の検討			
	花壇ボランティアの拡充			
(4) みどりの まちなみをつくる活動を 支援する	①地域住民が参加してみどりを育てる	市民協働による緑化の推進（補足：剪定ボランティア等）		
		●気軽に参加できるボランティア制度の検討※2-1		
		②住宅のみどりを増やす活動を支援する	まちなみの緑化推進(補足：整備時の造成支援や緑化技術等の情報提供)	
	緑化施策の検討（生け垣造成奨励金制度）（補足：接道緑化の推進）			
	生け垣造成の補助制度			
	緑化手法の情報提供（補足：駐車場や屋上、壁面の緑化）			
	緑化の支援（補足：接道、壁面、ベランダ等）			
	オープンガーデンの支援（補足：情報提供や交流支援）			
	●緑化支援制度の検討（プランター緑化等）※2-2			
	③中心市街地や商業施設、事業所の緑化を支援する	緑化の指導（補足：環境配慮基準の指導）		
		特殊な緑化の推進（補足：接道、壁面、ベランダ等）		

公園等再整形基本方針に基づき修正します。

		商店街への緑化支援（●新規緑化支援制度の検討（プランター緑化等） ※2-2 緑化手法の情報提供 総合設計制度の導入 沿道緑化事業（補足：店舗沿道のオープンテラスと市民協働管理） 苗木の配布 高架下の緑化推進 ●環境配慮指針の緑化基準の見直し（対象施設の拡大） ※2-3
(5) みどりのネットワークをつくる	①都市計画道路等の街路樹をつくる	都市計画道路の植栽 つる性植物の緑化（補足：省スペース出も可能な緑化） 生け垣造成奨励金制度 道路・交通広場の維持管理
	②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道をつくる	遊歩道の整備
	③ビオトープネットワークをつくる	公共施設の緑化
		公園等の樹木管理

■ 追加提案施策

※2-1 気軽に参加できるボランティア制度の検討

【施策案】(参考資料2 60番) *従来手法に加えて多様な参加を促す手法として追加しました*

- ・気軽に参加できるボランティア制度の検討(花の植え替えイベントの実施などを通じた担い手づくり)

【事例】

- ・東京都では、短時間から気軽に参加できるボランティア活動を「#ちょいボラ」と呼んで普及・PRしている。
- ・「#ちょいボラ」の趣旨に賛同いただき、誰でも短い時間から気軽にはじめられるボランティア活動を行っている団体について、HPで紹介し、活動の募集と活動したい人をつなぐしくみづくりを行っている。



出典：東京都生活文化局ホームページ

※2-2 プランター緑化の支援

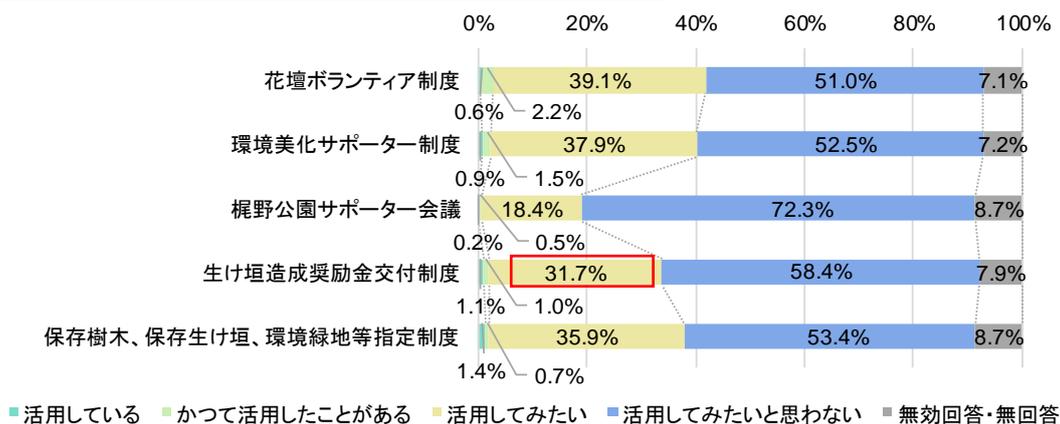
【施策案】(参考資料2 70・75番) *新規*

- ・狭い敷地でも緑化可能なプランター緑化を推進する。(3軒程度の連続したみどりの創出について支援を検討する。)

【アンケート結果】

- ・既存の緑化支援制度の活用状況及び活用意向を見ると、生け垣造成奨励金交付制度の活用意向は3割程度に留まっており、制度の見直し(魅力向上)または新たな制度の導入が望まれる。

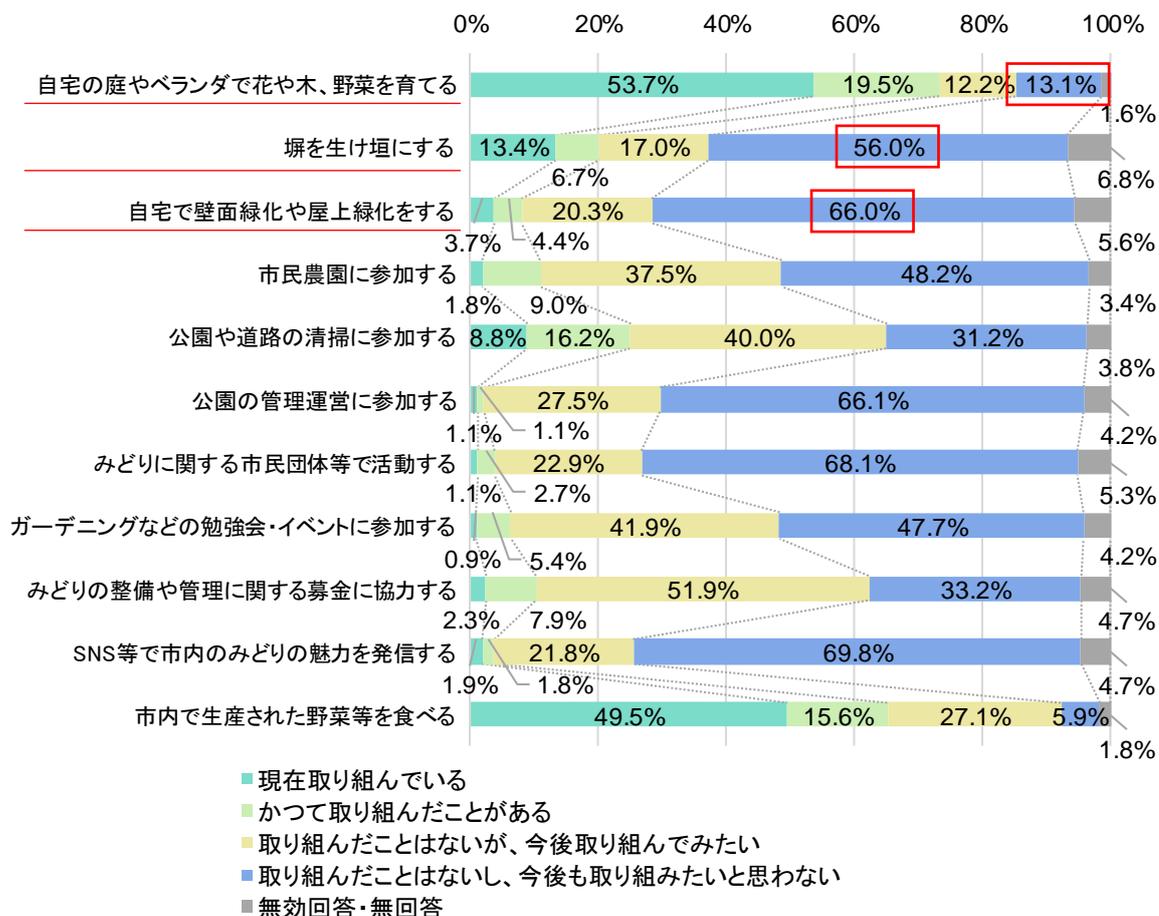
市民や民間団体等で緑化をする際に必要な市の取組 (n=1,028)



- ・また、市民の緑化に関する取組状況及び取組意向を見ると、生け垣や壁面緑化、屋上緑化について半数以上が「取り組んだことはないし、今後も取り組みたいと思わない」と回答している。
- ・これに対し、自宅の庭やベランダで花や木、野菜を育てることについては、すでに7割以上取組経験がある上、「今後も取り組みたいと思わない」との回答は1割程度に留まっており、庭木

やプランターレベルでの緑化については、関心が高いと言える。

みどりを豊かにするための取組 (n=1,028)



【事例】

- ・台東区では、個人、法人、共同住宅管理組合等によるプランター設置（新設）に対し、設置経費の一部を助成している。
- ・助成の最低規模は、プランターの場合 1 個あたり幅 30cm 以上、ハンギングバスケットの場合 1 個あたり幅 25cm 以上で、合計表面積が 0.25 m²（新聞紙約 1 面程度）としている。

※2-3 環境配慮指針の緑化基準の見直し(対象施設の拡大)

【施策案】(参考資料2 80番) **新規**

- ・小金井市まちづくり条例(平成18年条例第2号)では、事業者が指定開発事業を行う際の指針として、環境配慮指針緑化基準を定めており、緑化については「開発区域面積から建築面積を除いた面積の20%以上の宅地内緑化を行う」とされている。
- ・他の事例と比較して見ると(次ページ表参照)、本市の基準は東京都の基準と同水準であるが、近隣市や先進事例では、対象や効力がより厳しいものとなっており、他市にならって敷地対象の引き下げ(より小面積から緑化対象とする)が考えられる。

【アンケート結果】

- ・アンケートの自由記述欄は506意見中63件が開発に関する意見であった。
- ・最も多いのは都道整備に関する意見であったが、「農地の宅地化を食い止めるべき」、「みどりを守るため、これ以上の開発は控えてほしい」といった意見、さらには「宅地開発に係る緑化基準の引き上げ、市による土地の買収等のしくみを作ってほしい」といった具体的な意見も寄せられている。

開発(63件)

意見概要	件数
みどりを守るため、都道3・4・11線の整備に反対する	24
農地の宅地化を食い止めるべき	12
みどりを守るため、これ以上の開発は控えてほしい	8
宅地開発にかかる緑化基準の引き上げ、市による土地の買収等のしくみをつくってほしい	8
開発の進行による、みどりの減少を実感している	5
宅地の切り売りや樹木の伐採を食い止めるべき	4
過度な宅地開発をせず、適度に空地を残してほしい	2

表 小金井市と近隣市等における緑化基準の比較

自治体	対象	緑化基準	効力
小金井市	建築敷地面積 1,000 m ² 以上	(開発区域面積-建築面積) × 0.2 以上	努力義務
東京都	敷地面積が 1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	以下のうち小さい方の面積以上 A: (開発区域面積-建築面積) × 0.2 B: {敷地面積- (敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.2 ※上記は地上部の場合。建築物上、接道部については、別途基準を設定。	義務
	敷地面積が 5,000 m ² 以上	以下のうち小さい方の面積以上 A: (開発区域面積-建築面積) × 0.25 B: {敷地面積- (敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.25 ※上記は地上部の場合。建築物上、接道部については、別途基準を設定。	
武蔵野市	敷地面積 200 m ² 以上	敷地面積 × 0.2	義務
三鷹市	敷地面積 250 m ² 以上	以下のうち小さい方の面積以上 A: (開発区域面積-建築面積) × 0.2 B: {敷地面積- (敷地面積×建ぺい率×0.8)} × 0.2 ※上記は地上部の場合。建築物上、接道部については、別途基準を設定。	義務
国分寺市	開発区域面積が 500 m ² 以上	(開発区域面積-建築面積 (施設面積)) × 0.4 以上	義務 ※宅地は 努力義務
調布市	開発区域面積が 500 m ² 以上	(開発区域面積-建築面積 (施設面積)) × 0.4 以上	義務
世田谷区	敷地面積 150 m ² 未満	敷地面積、建ぺい率に応じ、以下の基準本数以上の中木を敷地内に確保する 面積\建蔽率 30%以下 40% 50% 60% 70% 80% 90% 150 m ² 以上 200 m ² 未満 中木4本 中木3本 中木2本 200 m ² 以上 250 m ² 未満 中木7本 中木5本 中木3本	義務
	敷地面積 150 m ² 以上 250 m ² 未満		
	敷地面積 250 m ² 以上 および風致地区内		
	敷地面積 500 m ² 以上		
		敷地又は区域面積 × 地上部緑化率 (下表) ■地上部緑化率表 (%)	
		敷地又は区域の面積 \ 建蔽率 30%以下 40% 50% 60% 70% 80% 90% 250~500 m ² 未満 20 15 15 10 10 5 5 500~1,000 m ² 未満 25 20 15 10 10 5 5 1,000~3,000 m ² 未満 35 30 25 20 15 10 7 3,000~5,000 m ² 未満 38 34 30 26 22 10 7 5,000 m ² 以上 46 41 36 32 28 11 8	
神奈川県横浜市	敷地面積 500 m ² 以上 ※ただし、緑化地域 (住居系用途地域 全域) のみを対象とする	敷地面積 × 0.1 以上	義務
宮城県仙台市	すべての建築行為等 ※市街化区域内の場合、建築面積は問わない	{1- (建蔽率の最高限度)} × 0.35	義務
	すべての建築行為等 ※市街化区域以外の場合、建築面積は問わない	敷地面積 × 0.2 以上	

※小平市、西東京市は該当なし

施策が重複するところが多いため、市民協働の段階に合わせて施策体系を組み直します。

1. 情報発信
2. きっかけづくり
3. 市民協働の推進

青字：現行計画で未着手（このため改善や実施内容や推進方針の見直しが必要な施策）

赤字：改訂方針を踏まえた強化施策 ●：新規施策

基本方針3

基本方針	基本施策	具体的施策	取組（事業）名		
3. 市民参加でみどりを守り、つくり、活かすための施策	(1) 市民がみどりを守り、つくり、活かす活動の支援体制をつくる	④市民参加で公園等を守り、つくり、育て、活かす活動の支援体制をつくる	市民参加によるみどり調査の支援		
		①市民主体の情報発信	環境啓発事業（環境フォーラム）の開催支援		
		②市民ボランティア活動等の支援体制をつくる	美化サポーター等への支援		
		②市による情報発信	●みどりに関する情報発信（SNS、市報、まちづくりや観光との連携による情報発信など）※3-1		
			●緑化活動の表彰制度の実施 ※3-2		
			公園等実態調査の実施		
		③技術情報・資材提供の支援体制をつくる	野川的环境保全		
			剪定ボランティアの支援		
			剪定枝等のリサイクル		
		基本方針3 市民協働の拡大	(2) 市民の誰もが参加できる活動の仕組みをつくる	①活動拠点の確保と支援	市民協働による公園管理（補足：梶野公園等のモデル事業）
				②気軽に参加できる学習機会の提供とパークコミュニティづくり	自然観察会の後援 美化協働サポーターの支援 ボランティア団体の支援
				①みどりに関するイベントの開催	自然観察会の後援
					環境学習の支援（大人向け・子供向け） 子供向け拡充・イベント拡充（みどりに関する学習機会の提供）
					●公園マネジメント制度の検討 ※3-3
				①地域活動により人材を育成する仕組みをつくる	ボランティア団体の支援（補足：梶野公園等のモデル事業）
環境市民会議との連携					
自然保護教室の開催					
②学習機会等を提供して人材を育成する仕組みをつくる	プランター講座など、施策に合わせた講座の開催				
	②学習機会の提供				
	③様々な参画手法の提供			●みどりに関する資金確保 ※3-4	
情報発信を一番始めの施策に移動	(4) みどりをつくり、守り、育て、活かすための情報を発信する仕組みをつくる			①市民参加の情報収集活動を実施する仕組みをつくる	市民参加によるみどり調査の支援 公園等実態調査の実施
				②きめ細かな情報を提供する仕組みをつくる	環境啓発事業（環境フォーラム）
					野川的环境保全(補足：野川マップの活用による野川の自然情報の発信)
					市民活動支援をまとめる
		②美化サポーター活動への支援			
		③剪定ボランティア活動の支援（その他市民活動の支援）			
		④剪定枝のリサイクル			
		②人材育成のしくみづくり	●ボランティア人材の育成(講座等) ※3-5		
			環境市民会議との連携		

■ 追加提案施策

※3-1 みどりに関する情報発信

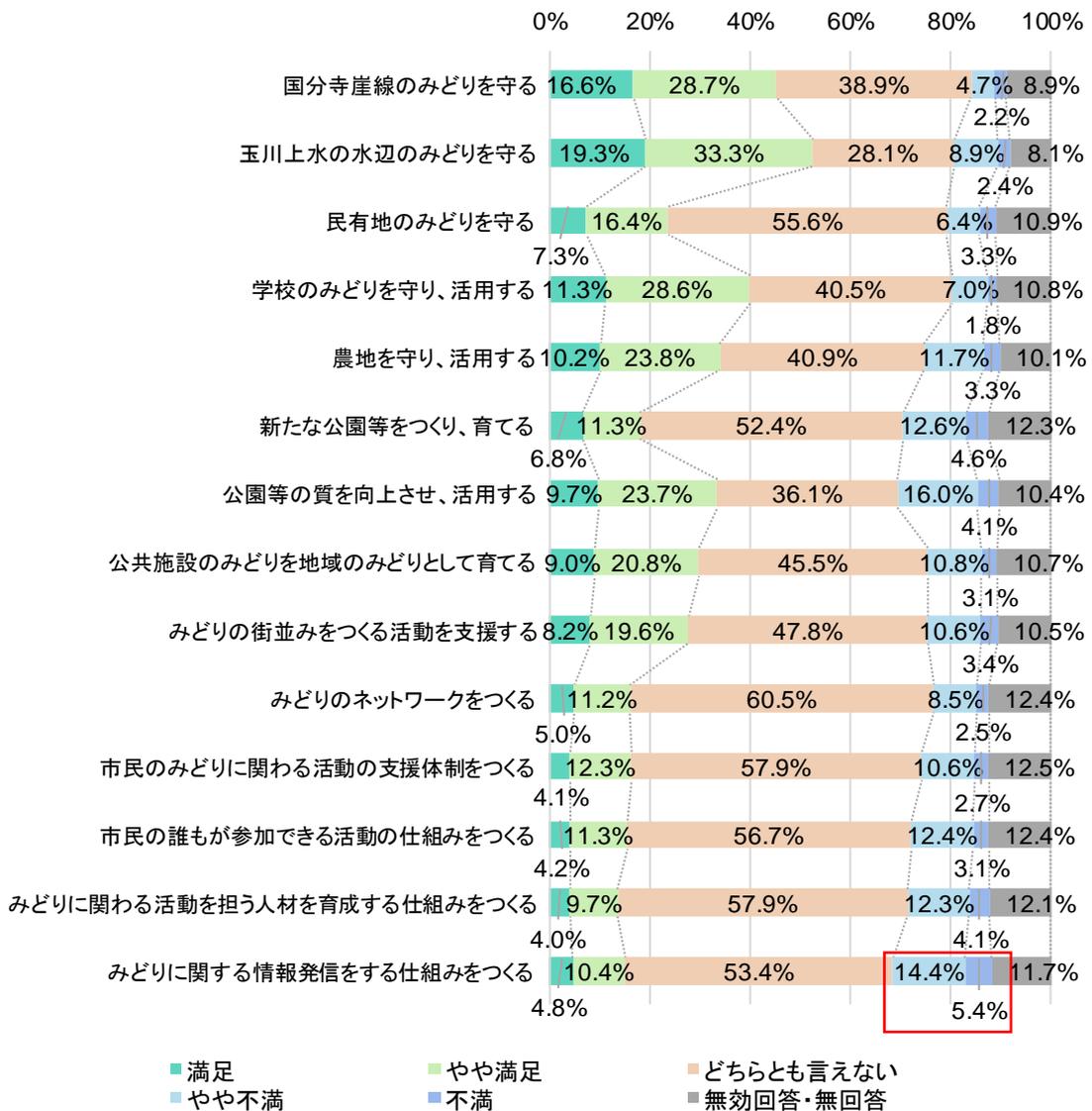
【施策案】(参考資料2 92番) **新規**

・小金井市のみどりの実態調査結果や、生垣緑化支援制度などの各種緑化支援制度、市民活動の状況などを広く市民に情報発信し、市民のみどりに関する認識を高める。

【アンケート及び市民ワークショップ】

- ・施策の満足度を見ると、「みどりに関する情報発信をする仕組みをつくる」は他の施策に比べて満足度が低く、やや不満及び不満の合計が約2割に上っている。
- ・自由記述でも、みどりに関わる情報発信の強化を望む意見が多数寄せられている(506意見中24件)。
- ・また、先日の市民ワークショップにおいても情報発信の重要性が指摘されている(資料2 p.2 参照)。

市の施策の満足度 (n=1,028)



※3-2 緑化活動の表彰制度の実施

【施策案】(参考資料2 93番) **新規**

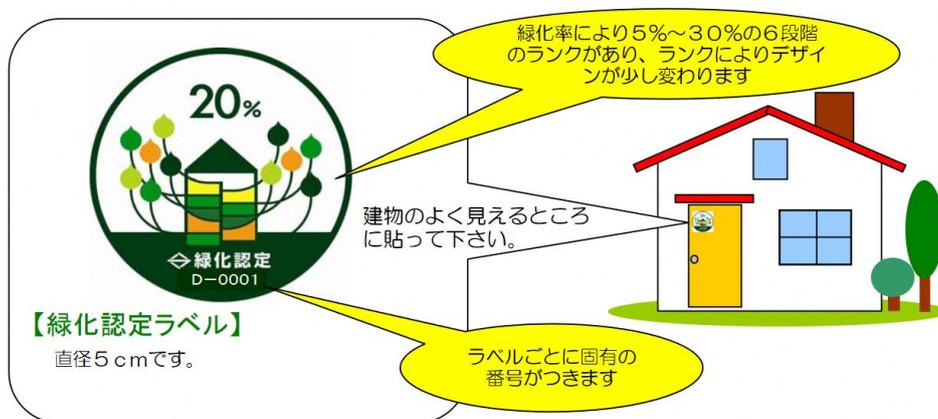
- ・優れた緑化施設(壁面緑化、屋上緑化、接道緑化)の表彰制度を設ける

【事例1】

- ・中央区では、区内の緑化活動等に長年貢献した区民や団体等の顕著な功績に対して表彰している。
- ・表彰は年1回で受賞者には感謝状及び副賞を贈呈している。

【事例2】

- ・横浜市では、緑化基準以上の緑化を行った建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行している。
- ・緑化率によってランクを設定し、ラベルデザインを変えるなどの工夫をしている。



※3-3 公園マネジメント制度の検討より

【施策案】(参考資料2 98番) *既存の公園サポーター制度を拡大します*

- ・従来は公園のボランティア活動は清掃のみのボランティア募集であったが、イベント活用(日常管理している公園で、フリーマーケットや焼き芋焼きなどを実施)もセットにすることでコミュニティ形成や多様な世代の参加を促す。(浴恩館公園で実施中であるが、他公園での展開など活動を拡大する)

【事例】

- ・小金井市では既に市から働きかけて市民協働を育てるパークコミュニティづくりを進めているが、梶野公園などモデルケースが2, 3箇所出来た段階で、各公園でも市民が自発的なパークマネジメントに手を挙げやすい仕組みを導入する。
- ・従来は清掃のみのボランティア募集であったが、イベント活用もセットにすることでコミュニティ形成や多様な世代の参加を促す。

市町村	制度名	概要
千葉市	身近な公園パークマネジメント制度	<p>対象公園で活動している清掃協力団体、または、自治会等の地域組織に公園の活用年間計画を提出してもらい、清掃やイベント等に地域で公園を活用してもらう</p> <p>対象：原則として、面積が10,000平方メートル未満の公園 支援：活動いただく公園面積に応じて報償費を市から提供。 例：公園面積2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満は年額50,000円</p> <p>活動内容 清掃、除草、草刈、低木剪定等の公園維持管理作業 公園を活用した地域イベントや利用調整</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(みはまマルシェ) 清掃等日常管理+マルシェや餅つき大会など自治会活動への活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(餅つき大会)</p> </div> </div>

※3-4 みどりに関する資金確保

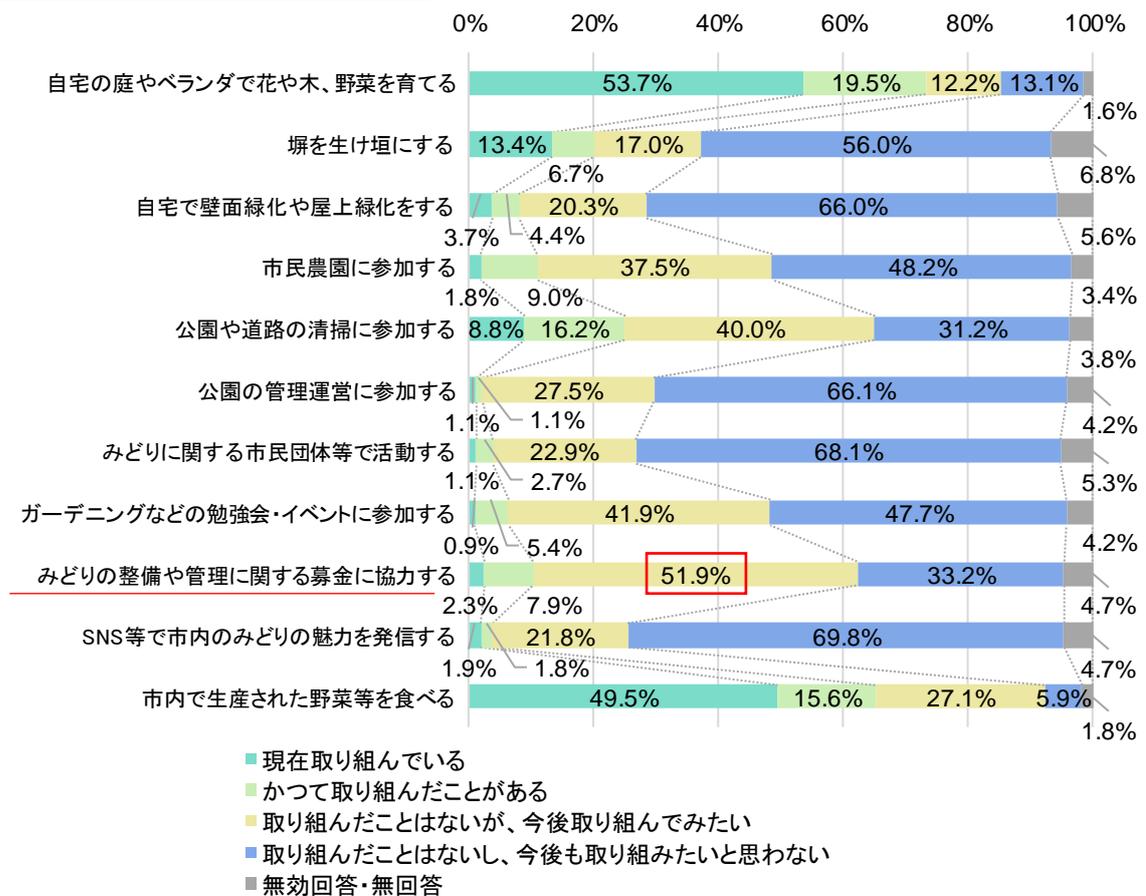
【施策案】（参考資料2 102番）**新規**

- ・みどりに関する募金やクラウドファンディング等を活用してみどりの保全・創出のための資金を確保する。（働いていて時間がない、企業のCSR等の多様な参画手法を用意する）

【アンケート結果】

- ・市民の緑化に関する取組状況及び取組意向を見ると、「みどりの整備や管理に関する募金に協力する」は、現在の取組状況は1割程度に留まるが、半数以上が「取り組んだことはないが、今後取り組んでみたい」と回答している。

みどりを豊かにするための取組 (n=1,028)



【事例】

- ・豊橋市では公園管理の費用を確保するため、スポンサー制度として個人や事業者からの支援を呼びかける取組を行っている。
- ・事業所などについては、企業名を市ホームページに掲載することで企業 SCR 活動の一環として参加いただける仕組みとなっている。

令和元年度 公園スポンサー一覧

- コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社
- 豊橋信用金庫
- 蒲郡信用金庫
- 豊川信用金庫

出典) 豊橋市ホームページ

公園スポンサー

公園スポンサーを募集しています。

身近な公園のスポンサーになって、公園をよりよいものにしませんか。
公園スポンサーの種類は以下の2種類です。



○公園の維持管理スポンサー

公園の維持管理のために必要な費用に寄附していただけます。
1口1万円（年額）です。1口以上の単位でお申し込みください。

○公園の施設設置スポンサー

公園にベンチ、遊具などの施設を設置していただけます。
(公園の施設設置状況によりご要望にお応えできない場合もあります。)

○公園スポンサーになると特典があります。

- 公園緑地課のホームページに氏名等を掲載します。
- 企業のホームページやチラシなどに公園スポンサーになっていることを掲載することができます。
- 公園スポンサー認定証を発行します。
- 施設設置スポンサーになったかたは施設に記念のプレートを付けることができます。
(施設の種類等によりつけることができない場合もあります。)

※3-5 ボランティア人材の育成(講座等)

【施策案】(参考資料2 112番) **新規**

- ・ボランティア人材育成(講座形式でのみどりの知識や管理等技術を習得できるしくみづくり)

※外来種や在来種について、みどりの管理手法などのみどりに関する知識や、管理等技術を習得できる講座の開催などを市が開催する。

【事例】

- ・豊中市では緑化リーダー育成として初級・中級・上級とステップアップする3年間の植物管理の講座を開催している。
- ・花の植付からはじまり、上級では病害虫管理や植物の生態等についても学ぶことができる。

出典) 豊中市ホームページ

緑化リーダー養成講座

豊中市では、花やみどりに覆われた、潤いと安らぎのあるみどりのまちづくりを進めるためのリーダー養成講座を実施しています。講座では、土づくりや種まきなどの基本的な内容から、花づくり、花壇づくりまで年間を通じ一貫した研修とし、みどりに関する知識や技術を身につけて、地域社会で実践していただけるように行っています。



リボン花壇

1年目【初級】

土作りから種まき、株分けなどの基本的な内容を、学んでもらいます。



エントランス花壇

2年目【中級】

草花に関する栽培技術の向上を図り学んだことを地域社会で実践できることが目的とします。



生垣刈り込み

3年目【上級】

樹木の種類、生態、病害虫防除など育成管理について学びます。

